

インキュベーションオフィス経営相談業務 に係る委託契約書

公益財団法人こうべ産業・就労支援財団（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間で、次の表の条項及び別紙委託契約約款の条項（次の表の第5項に定める条項を除く。）により委託契約を締結する。

1 委託業務に係る委託料（部分払、前金払又は概算払により支払うものは、その旨、その金額及び支払う時期）	単価契約、1回あたり30,000円。 （支払時には、上記単価に数量等を乗じた額に消費税及び地方消費税を加算する）
精算を行う場合の方法	業務仕様書に記載の通り
2 契約保証金（第3条関係）	なし
3 委託業務の履行に係る期間又は期日（以下「委託期間等」という。）	令和8年4月1日より令和9年3月31日まで
4 甲が乙に対し委託業務の履行のために必要な設備等を提供する場合の有償・無償の別 有償の場合の金額（第17条関係）	無償
委託料からの控除又は請求書等による支払いの別、及び控除（支払い）時期	なし
5 別紙委託契約約款のうち適用を除外する条項	なし
6 別紙委託契約約款に付加する条項	第4条第2項及び第3項 本条の「履行届」は「経営相談報告書」と読み替える。 第13条「業務責任者」は、甲の選定する経営相談員と同一の者に限る。
7 担保期間（第12条）	令和8年4月1日より令和9年3月31日まで

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年4月1日

神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号
甲 公益財団法人 こうべ産業・就労支援財団
理事長 富山 明 男 印

乙

印